

発議第7号

予算特別委員会の設置について（案）

- 1 山形県議会委員会条例（昭和50年3月県条例第5号）第3条の規定により、本議会に委員41人をもって構成する予算特別委員会を設置する。
- 2 本委員会は、県予算の総合的な審査並びに県財政及び県政課題について調査審議を行う。
- 3 本委員会は、議会において調査審議終了を議決するまで存置するものとする。

以上の議案を、山形県議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和5年5月22日

山形県議会議長 森 田 廣 殿

提出者	田 澤 伸 一
	吉 村 和 武
賛成者	高 橋 淳
	石 黒 覚
	渋 間 佳寿美
	矢 吹 栄 修
	高 橋 啓 介
	森 谷 仙一郎
	奥 山 誠 治
	伊 藤 重 成
	船 山 現 人
	森 田 廣

発議第8号

防災減災・持続可能な地域づくり対策特別委員会の設置について（案）

- 1 山形県議会委員会条例（昭和50年3月県条例第5号）第3条の規定により、本議会に委員9人をもって構成する防災減災・持続可能な地域づくり対策特別委員会を設置する。
- 2 本委員会は、本県における防災・減災対策及び持続可能な地域づくりに関する施策について調査審議を行う。
- 3 本委員会は、上記の施策について閉会中も調査審議できるものとし、議会において調査審議終了を議決するまで存置するものとする。

以上の議案を、山形県議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和5年5月22日

山形県議会議長 森 田 廣 殿

提出者	田 澤 伸 一
	吉 村 和 武
賛成者	高 橋 淳
	石 黒 覚
	渋 間 佳寿美
	矢 吹 栄 修
	高 橋 啓 介
	森 谷 仙一郎
	奥 山 誠 治
	伊 藤 重 成
	船 山 現 人
	森 田 廣

発議第9号

子育て支援・生涯活躍対策特別委員会の設置について（案）

- 1 山形県議会委員会条例（昭和50年3月県条例第5号）第3条の規定により、本議会に委員9人をもって構成する子育て支援・生涯活躍対策特別委員会を設置する。
- 2 本委員会は、本県における子育て支援及び県民の生涯にわたる活躍に関する施策について調査審議を行う。
- 3 本委員会は、上記の施策について閉会中も調査審議できるものとし、議会において調査審議終了を議決するまで存置するものとする。

以上の議案を、山形県議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和5年5月22日

山形県議会議長 森 田 廣 殿

提出者	田 澤 伸 一
	吉 村 和 武
賛成者	高 橋 淳
	石 黒 覚
	渋 間 佳寿美
	矢 吹 栄 修
	高 橋 啓 介
	森 谷 仙一郎
	奥 山 誠 治
	伊 藤 重 成
	船 山 現 人
	森 田 廣

発議第10号

産業人材確保・生産性向上対策特別委員会の設置について（案）

- 1 山形県議会委員会条例（昭和50年3月県条例第5号）第3条の規定により、本議会に委員9人をもって構成する産業人材確保・生産性向上対策特別委員会を設置する。
- 2 本委員会は、本県における産業人材の育成・確保及び生産性の向上に関する施策について調査審議を行う。
- 3 本委員会は、上記の施策について閉会中も調査審議できるものとし、議会において調査審議終了を議決するまで存置するものとする。

以上の議案を、山形県議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和5年5月22日

山形県議会議長 森 田 廣 殿

提出者	田 澤 伸 一
	吉 村 和 武
賛成者	高 橋 淳
	石 黒 覚
	渋 間 佳寿美
	矢 吹 栄 修
	高 橋 啓 介
	森 谷 仙一郎
	奥 山 誠 治
	伊 藤 重 成
	船 山 現 人
	森 田 廣